

JFA 標準エージェント契約書

(選手とエージェントの契約)

_____(以下「選手」という。)と_____(以下「フットボールエージェント」という。)とは、以下のとおり、フットボールエージェントによる選手に対するフットボールエージェントサービスの提供に関し、本エージェント契約(以下「本契約」という。)を締結することに合意する(以下「選手」と「フットボールエージェント」を総称して「当事者」という。)。

第1条 契約の基礎

- 本契約は、フットボールエージェントが選手に対して、国際サッカー連盟(以下「FIFA」という。)のフットボールエージェント規則(FIFA Football Agent Regulations、以下「FIFA 規則」という。)及び公益財団法人日本サッカー協会(以下「JFA」という。)の定めるJFAフットボールエージェント規則(以下「JFA 規則」といい、FIFA 規則と JFA 規則を総称して「フットボールエージェント規則」という。)が定めるフットボールエージェントサービスを提供することを意図して締結するものであり、当事者はこれを自らの意思に基づき締結する。
- 前項に定めるフットボールエージェントサービスは、フットボールエージェントが選手のために提供する又は選手に代わって行うサッカー関連の役務をいい、当該役務には、取引(選手とクラブとの間の選手契約の締結、登録、選手の移籍、又は選手契約の各種条件の新規設定、削除若しくは変更)を成立させる目的又は意図をもって行うあらゆる交渉(そのための準備的な情報交換その他の行為を含む。)が含まれるものとする。
- 本契約が個別に定めるもののほか、フットボールエージェント規則が定める各種の当事者に係る権利義務に係る規定は、適用される FIFA 規則又は JFA 規則に応じ、本契約と不可分であり、本契約と一体をなすものとする。
- 本契約で使用される用語は、別段の定めがない限り、フットボールエージェント規則の定めに基づく。

第2条 サービス

フットボールエージェントは、選手のためのフットボールエージェントとして、選手に対し以下のフットボールエージェントサービス(以下「サービス」という。)を提供するものとする。

① サービスの内容

例1 選手のクラブ X との選手契約の締結にかかる取引成立のための役務

例2 選手の日本国内のクラブとの選手契約の締結にかかる取引成立のための役務

例3 選手の(地域を限定せず)全世界のクラブとの選手契約の締結にかかる取引成立のための役務

② 独占／非独占

選手は、本条に定めるサービスを、フットボールエージェントに対して、【 独占的に / 非独占的に 】(何れか該当する方にチェックをする)依頼する。

第3条 契約の有効期間^{※1}

本契約の有効期間は、____年____月____日 から ____年____月____日 までとする。

第4条 手数料

- 選手は、本契約に基づき合意されたフットボールエージェントのサービスにより達成された役務(取引の成立)の対価として、フットボールエージェントに手数料を支払うものとする。
- 手数料は依頼主である選手によってのみ支払われるものとし、当該支払いの権限を第三者に付与することはできない。
- フットボールエージェントは、各支払いのための請求書を選手に対し発行するものとする。
- 選手は、フットボールエージェントにより遂行されたサービスの対価として、フットボールエージェントが交渉した取引の結果として締結された選手契約において定められた選手の報酬の____%に相当する金額を支払うものとする。^{※2}
- 前項の支払いに係る方法及びスケジュールは、フットボールエージェント規則に基づくものとする。^{※3}

第5条 準拠法及び管轄

- 本契約に起因又は関連する紛争は、適用される FIFA 規則又は JFA 規則に基づき解釈される。

^{※1} JFA 規則第7条第3項に従い、エージェント契約の最長期間は2年間となる。

^{※2} 手数料の上限は、適用される FIFA 規則及び JFA 規則に従う。

^{※3} 支払い方法及びスケジュールについて、フットボールエージェント規則に加えて必要な事項は、当事者間で合意のうえ規定すること。

2. 国際的紛争事案(FIFA 規則第2条第2項に定める国際的な側面を持つエージェント契約に起因し又はそれに関連して発生する紛争)については、FIFA 規則に従い、FIFA フットボール裁判所のエージェント室(Agent Chamber of the Football Tribunal)がその紛争に係る解決を行う管轄権を有するものとし、国内的紛争事案(JFA 規則第3条に定める国際的な側面を持たないエージェント契約に起因し又はそれに関連して発生する紛争)については、JFA の裁定委員会がその紛争に係る解決を行う管轄権を有するものとする。

第6条 独立の法的アドバイス

フットボールエージェントは次の各号をここに確認する。

- ① フットボールエージェントは、本契約の締結に先立ち、選手に対し、選手には本契約に関して独立の法的アドバイスを自由に求める権利があることを書面にて選手に通知する義務を負うこと
- ② フットボールエージェントは、選手に対する前項の通知を既に実施したこと
- ③ フットボールエージェントは、選手から、選手が本契約に関する独立のアドバイスを既に受けたこと、又は、選手がそのような法的アドバイスは必要ないと判断したことの何れかについての確認書を、選手から既に入手していること

特約条項^{※4}

年 月 日

本契約締結の証として、本書2通を作成のうえ当事者の双方が署名し各自保管する(電子署名の場合は各自その電磁的記録を保管する)。

フットボールエージェントは、本書の写しを FIFA エージェントプラットフォームにより FIFA 及び／又は JFA に提出しなければならない(電子署名の場合はその電磁的記録を含める)。

選手 (住所): (氏名): 印 (所属クラブ(※本契約締結時点)): (適格請求書発効事業者登録番号):	フットボールエージェント (住所): (氏名): 印 (FIFA フットボールエージェント No.): (適格請求書発効事業者登録番号):
※選手が未成年(18歳未満)の場合のみ 選手の法定代理人 (住所): (氏名): 印	※フットボールエージェントがエージェンシーを通じて営業を行っている場合 エージェンシー (住所): (法人名): 印

免責事項: このJFA標準エージェント契約書(以下「標準契約書」という)は、これに規定された範囲において、JFA 規則の遵守を確認するものである。ただし、標準契約書は当事者のどちらか一方若しくは両方の居住地によって、又は、本契約が国際的な側面を有する場合に、国レベル又は国際レベルで適用される可能性のある追加的な法的要件が考慮されていない。JFA は、この標準契約書又はその使用に関していかなる責任も負わない。JFA は当事者に対し、標準契約書を使用する前に、その使用に関して独立した法的アドバイスを求めることを推奨する。

^{※4} 本契約の内容を補間する範囲において当事者間に別段の合意事項がある場合はここに記載する。なお、FIFA 規則及び JFA 規則に違反する条項は無効となる。